

2020年6月30日

本庄ガス株式会社

新型コロナウイルス感染拡大に伴う
ガス及び電気料金の特別措置の追加対応について

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

本庄ガス株式会社は、3月25日、5月8日に新型コロナウイルス感染拡大に伴うガス及び電気料金の支払延長について公表しましたが、経済産業省からの要請等を踏まえ、支払い猶予対象月の拡大を実施いたします。

◆特別措置の適用対象

当社とガスまたは電気について契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けようとするお客さま、及びガス料金または電気料金の支払いについて一時的に困難であると当社が判断したお客さまで、当社にお申し出があった場合に適用いたします。

※生活福祉資金貸付制度については、お住まいの市区町村の社会福祉協議会のホームページをご参照ください。

◆特別措置の内容（赤字は5月8日付お知らせからの追加事項）

- ・ 2020年2月検針分（支払期限日が2020年3月25日以降となるもの）及び3月検針分のガス料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月延長いたします。
- ・ 2020年4月、5月、6月検針分のガス料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月延長いたします。
- ・ **2020年7月検針分のガス料金の支払期限を1ヶ月延長いたします。**
- ・ 電気料金も支払期限を1ヶ月延長いたします。対象月分はご利用内容によって異なりますので当社までお問い合わせ下さい。

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、下記に お問い合わせください。

本庄ガス株式会社
業務グループ

受付時間

平日の 8 : 3 0 から 1 7 : 1 5 まで
土曜日、日曜日、祝日を除く

電話番号

0 4 9 5 - 7 1 - 6 5 7 2